

㈱光流園静山荘との損害賠償等請求訴訟について

大阪高等裁判所令和 2 年（ネ）第 2417 号損害賠償等請求控訴事件、令和 3 年（ネ）第 110 号損害賠償等請求附帯控訴事件における令和 4 年 4 月 15 日に言い渡された第二審判決の概要について報告いたします。

1. 第二審の概要

- ▶ 原 告：株式会社光流園静山荘（被控訴人）
- ▶ 被 告：宇治市（控訴人）
- ▶ 控 訴 日：令和 2 年 12 月 3 日
- ▶ 訴 額：124,998,534 円
- ▶ 概 要：原告である㈱光流園静山荘が運営する旅館が「平成 24 年 8 月 13 日から同月 14 日にかけての豪雨の際に床上浸水の被害を受けたのは、旅館の近傍を流れる山王谷川に設置されたスクリーンの構造や旅館に隣接する排水機場の運用方法に設置又は管理の瑕疵があったからである」として、本市に対し損害賠償を求めたもの

2. 判決主文の内容

- 1 控訴人の本件控訴を棄却する。
- 2 被控訴人の附帯控訴に基づき、原判決中被控訴人関係部分を次のとおり変更する。
- 3 控訴人は、被控訴人に対し、1 2 6 9 万 4 7 7 3 円及びうち 1 2 4 6 万 9 7 0 7 円に対する平成 2 4 年 1 0 月 1 0 日から支払済みまで年 5 分の割合による金員を支払え。
- 4 被控訴人のその余の請求を棄却する。
- 5 訴訟費用中、当審において生じた部分（控訴費用、附帯控訴費用を含む。）及び原審において控訴人と被控訴人との間に生じた部分は、第 1、2 審を通じてこれを 1 0 分し、その 1 を控訴人の負担とし、その余を被控訴人の負担とする。

3. 判決文の概要

- 1 第二審においては、過去に示された判例などを提示し、当時の京都府南部地域豪雨は、想定を超える災害であり、土砂災害を予見することは困難であると主張を行ってきたが、予見は可能であったとする裁判所の判断であった。
- 2 本件スクリーン設置から本件災害時まで溢水が起きたことはない。
また、これまでの維持管理において、目幅、スクリーンの構造に問題はなく、その設置は適切であったとの主張を行ってきたが、本件溢水は、管理に不備があったとする裁判所の判断であった。